

生食発 1118 第 1 号
令和 3 年 11 月 18 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の公布について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 179 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。）の一部が改正されたところです。

その改正の概要等については下記のとおりですので、関係者へ周知いただくとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第 1 改正の概要

食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号。以下「政令」という。）第 35 条第 30 号に規定される「密封包装食品製造業」を営もうとする者は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 55 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事の許可を受けなければならないこととされている。同号において、「密封包装食品製造業」とは、その保存に冷凍又は冷蔵を要しない密封包装食品を製造する営業をいうと規定されているが、冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかであって厚生労働省令で定める食品については、密封包装食品製造業の対象から除かれている。このため、「厚生労働省令で定める食品」に係る密封包装食品の製造については、法第 55 条第 1 項に規定する許可の取得は不要となっている。

改正省令は、科学的知見等を踏まえ、上記の「厚生労働省令で定める食品」に新たな食品を追加するとともに、所要の規定の整備を行うものである。

第 2 改正の内容

規則第 66 条の 10 を改正し、手引書や文献等から、その特性として均一に「冷凍

又は冷蔵によらない方法により保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないこと」が明らかな以下の食品を追加した。これらの食品に係る密封包装食品を製造する場合には、密封包装食品製造業の許可を要しないこととなる。

玄米、精米、麦類、そばの実、コーヒー生豆、焙煎コーヒー豆、茶、焙煎麦、乾しいたけ、落花生（生鮮のもの及びゆでたものを除く。）、節類、削節類、焼きのり、乾燥パン粉、ゼラチン、焼ふ、顆粒状の食品又は粉末状の食品、顆粒状又は粉末状の食品を圧縮成形した食品及び顆粒状又は粉末状の食品をカプセルに入れた食品並びにこれらの食品を混合した食品

第3 運用上の注意

改正省令により新たに規則第66条の10に規定される「厚生労働省令で定める食品」の範囲については、別添に定めるとおり取り扱うこと。なお、「厚生労働省令で定める食品」は、その食品の特性として均一に「冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれがないこと」の観点から規定しており、各食品の範囲について、他法令等における取扱いよりも広く設定しているものがある点に留意されたいこと。

第4 施行期日

公布の日（本日）から施行すること。

第5 経過措置等

改正省令の施行に伴い、規則第66条の10に新たに追加される食品に係る密封包装食品を製造する営業（以下「対象営業」という。）が、法第57条第1項の規定による届出が必要となる営業（以下「届出営業」という。）になることから、以下の経過規定を措置したこと。

- 改正省令の施行の際現に法第55条第1項の許可を受けて対象営業を行っている者は、改正省令の施行の日（以下「施行日」という。）に法第57条第1項の規定による届出をしたものとみなすこと。（附則第2項関係）
- 改正省令の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「改正政令」という。）第9条の規定により法第55条第1項の許可を受けずに対象営業を行っている者は、施行日から起算して6月を経過した日の属する月の末日（令和4年5月31日）までに、法第57条第1項の規定による届出をしなければならないこと。（附則第3項関係）
- 対象営業を行おうとする者が、施行日前に行った法第55条第1項の許可の申請であって、改正省令の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないもの（対象営業に係るものに限る。）は、施行日に法第57条第1項の規定によりされた届出とみなすこと。（附則第4項関係）

なお、改正政令附則第 2 条に基づき、改正省令の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）による改正前の法第 52 条の許可を受けて対象営業を行っている者（以下「旧許可者」という。）は当該許可の有効期間の満了日まで法第 57 条第 1 項の規定による届出を要しないが、同日後も対象営業を行う場合には、同日までにあらかじめ当該届出を要すること。

また、旧許可者に対する監視指導については、改正省令の施行に伴い、対象営業が現行法において届出営業になったことを踏まえ、行われたいこと。

第 6 その他

今後、事業者の要望等を踏まえ、「厚生労働省令で定める食品」として更に新たな食品を規定することを検討しているところ、その際に事業者等が要する手続については別途通知すること。

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第179号）により規則第66条の10に新たに追加された「厚生労働省令で定める食品」の範囲について

水分活性0.85以下であること等の理由から、「冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのない」食品として、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第179号）により規則第66条の10に新たに追加された「厚生労働省令で定める食品」の範囲については、以下に掲げるものとする。

(1) 玄米、精米^{*1}

玄米、精米をいう。

(2) 麦類^{*1}

麦類をいう。

(3) そばの実^{*1}

玄そば及びむき実（玄そばの殻をむいたそばの実）をいう。

(4) コーヒー生豆、焙煎コーヒー豆^{*1}

コーヒーノキの種実を精製したもの（コーヒー生豆）、これを焙煎したもの（焙煎コーヒー豆）及び焙煎コーヒー豆にコーヒー生豆を加えたもの並びにこれらを挽いたものをいう。

(5) 茶^{*1}

不発酵茶、半発酵茶及び発酵茶をいう。

(6) 焙煎麦^{*1}

小粒大麦、大粒大麦及びはだか麦を焙煎したものをいう。

(7) 乾しいたけ^{*1}

しいたけを干したものをいう。

(8) 落花生（生鮮のもの及び茹でたものを除く。）^{*1}

殻付きピーナッツ、薄皮付きピーナッツ、バターピーナッツ、かけ豆（落花生の表面に小麦粉、寒梅粉、砂糖水等をまぶして味付けしたもの）をいう。

(9) 節類^{*1}

① かつお、さば、まぐろ等の魚類について、その頭、内臓等を除去し、煮熟によってたん白質を凝固させた後冷却し、くん乾したもの（以下「ふし」という。）又は、ふし（かつおにあっては表面を削ったもの）に2番かび以上のかび付けをしたものをいう。

② 煮干し（いわし、あじ等の魚類を煮熟によってたん白質を凝固させた後乾燥したもの又はこれらの魚類を煮熟によってたん白質を凝固させた後圧搾して魚油を除去し乾燥したもの）についても、これに含むものとして扱うこと。

(10) 削節類^{*1}

(9) ①を蒸煮、あん蒸し、削ったものをいう。

(11) 焼きのり^{※1}

板のり、焼きのり（板のりを焼成し、全型又は任意のサイズに加工したもの）及び味付けのり（焼きのりに主に醤油や砂糖で味付けし、全型又は任意のサイズに加工したもの）をいう。

(12) 乾燥パン粉^{※1}

「小麦粉又はこれに穀粉類を加えたものを主原料とし、これにイーストを加えたもの又はこれらに食塩、野菜及びその加工品、砂糖類、食用油脂、乳製品等を加えたものを練り合わせ、発酵させたものをばい焼等の加熱をした後、粉碎したもの。」のうち、水分が14%以下になるように乾燥したものをいう。

(13) ゼラチン^{※1}

動物由来のコラーゲンを酸又はアルカリで部分的に加水分解若しくは加熱分解して得られたタンパク質を精製、殺菌、乾燥したものをいう。

(14) 焼ふ^{※1}

小麦グルテンに小麦粉を混ぜて作った生地を焼いたものをいう。

(15) 顆粒状の食品^{※2}

粒状に造粒したもののうち、乾燥したものをいう。

(16) 粉末状の食品^{※2}

粉末状の食品をいう。

※1 これらの食品については、当該食品が有する特性を踏まえて規定されたものであるため、当該食品を細切、顆粒、粉末等形状を変化させたものについても、含まれるものとする。

※2 顆粒状及び粉末状の食品については、食品の種類は問わない。

○厚生労働省令第七十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項並びに食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第十三号及び第三十号の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月十八日

厚生労働大臣 後藤 茂之

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

第六十六条の九 令第三十五条第十三号の厚生労働省令で定める食品は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）第二条第十三項に規定する乳製品（同条第二十一項に規定するアイスクリーム類を除く。）及び同条第四十一項に規定する乳酸菌飲料のうち、無脂乳固形分三・〇%未満を含むものとする。

第六十六条の十 令第三十五条第三十号の厚生労働省令で定める食品は、玄米、精米、麦類、そばの実、コーヒー生豆、焙煎コーヒー豆、茶、焙煎麦、はちみつ、乾ししいたけ、落花生（生鮮のもの及びゆでたものを除く。）、節類、削節類、焼きのり、乾燥パン粉、ゼラチン、焼ふ、顆粒状又は粉末状の食品、顆粒状又は粉末状の食品を圧縮成形した食品及び顆粒状又は粉末状の食品をカプセルに入れた食品並びにこれらの食品を混合した食品並びに食酢とする。

第六十七条 法第五十五条第一項の規定による営業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、営業者が当該営業を譲渡したとき、当該営業を譲り受けた者は、第五号に掲げる事項に変更がない場合において、同号に掲げる事項の記載を省略することができる。

一〜八 (略)

改正前

第六十六条の九 令第三十五条第十三号の厚生労働省令で定める食品は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）第二条第十二項に規定する乳製品（同条第二十項に規定するアイスクリーム類を除く。）及び同条第四十項に規定する乳酸菌飲料のうち、無脂肪固形分三・〇%未満を含むものとする。

第六十六条の十 令第三十五条第三十号の厚生労働省令で定める食品は、食酢及びはちみつとする。

第六十七条 法第五十五条第一項の規定による営業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、営業者が当該営業を譲渡したとき、当該営業を譲り受けた者は、図面及び第五号に掲げる事項に変更がない場合において、図面の添付及び同号に掲げる事項の記載を省略することができる。

一〜八 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第五十五条第一項の許可を受けて食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第三十号の営業（この省令による改正後の食品衛生法施行規則第六十六条の十に規定する食品を製造する営業に限る。次項及び第四項において同じ。）を行っている者は、この省令の施行の日（次項及び第四項において「施行日」という。）に法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

3 この省令の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第二百二十三号）第九条の規定により法第五十五条第一項の許可を受けないで営業を行っている者は、法第五十七条第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して六月を経過した日の属する月の末日までに、同項の規定による届出をしなければならぬ。

4 営業を行おうとする者が、施行日前行った法第五十五条第一項の許可の申請であつて、この省

令の施行の際、許可又は不許可の処分がされていらないもの（営業に係るものに限る。）は、施行日に法第五十七条第一項の規定によりされた届出とみなす。

省

令

○総務省令第百号

国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成十八年政令第七十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第四百三十三号）第四十条の規定に基づき、及び恩給法（大正十二年法律第四十八号）（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）附則その他恩給に関する法令を含む）を実施するため、恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月十八日

総務大臣 金子 恭之

恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令

（恩給給与細則の一部改正）

第一条 恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>（未支給金の請求等）</p> <p>第十一条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十条ノ二第二項の規定により恩給の未支給金の支給を受けようとする遺族又は相続人は、その旨を記載した請求書に次の書類を添付して、これを総務省に差し出すことを要する。ただし、遺族が未支給金を請求する場合において、同時に規則第六条の請求を行うときは、次の書類は添付することを要しない。</p> <p>一 権利者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本（若しくは抄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し）</p>	<p>（未支給金の請求等）</p> <p>第十一条 〔同上〕</p> <p>一 請求者の戸籍の謄本又は抄本（権利者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの）</p>

〔二 略〕
〔二 同上〕

備考 表中の「一」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部改正）

第二条 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成十八年総務省令第四十九号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	改正前
<p>（未支給金の請求等）</p> <p>第七条 〔略〕</p> <p>2 前項の請求書には、次の書類を添えることを要する。ただし、遺族が未支給金を請求する場合において、同時に令第五条又は第七条の請求を行うときは、次の書類は添えることを要しない。</p> <p>一 権利者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本（若しくは抄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し）</p> <p>〔二 略〕 〔三 略〕</p>	<p>（未支給金の請求等）</p> <p>第七条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 請求者に関する戸籍の謄本又は抄本（権利者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの）</p> <p>〔二 同上〕 〔三 同上〕</p>

備考 表中の「一」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百七十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項並びに食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第十三号及び第三十号の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月十八日

厚生労働大臣 後藤 茂之

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令
食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第六十六条の九 令第三十五条第十三号の厚生労働省令で定める食品は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）第二条第十三項に規定する乳製品（同条第二十一項に規定するアイスクリーム類を除く。）及び同条第四十一項に規定する乳酸菌飲料のうち、無脂肪乳固形分三・〇％未満を含むものとする。</p> <p>第六十六条の十 令第三十五条第三十号の厚生労働省令で定める食品は、玄米、精米、麦類、そばの実、コーヒース豆、焙煎コーヒース豆、茶、焙煎麦、はちみつ、乾しいたけ、落花生（生鮮のもの及びゆでたものを除く）、節類、削節類、焼きのり、乾燥パン粉、ゼラチン、焼ふ、顆粒状又は粉末状の食品、顆粒状又は粉末状の食品を圧縮成形した食品及び顆粒状又は粉末状の食品をカプセルに入れた食品並びにこれらの食品を混合した食品並びに食酢とする。</p> <p>第六十七条 法第五十五条第一項の規定による営業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、営業者が当該営業を譲渡したとき、当該営業を譲り受けた者は、第五号に掲げる事項に変更がない場合において、同号に掲げる事項の記載を省略することができる。</p>	<p>第六十六条の九 令第三十五条第十三号の厚生労働省令で定める食品は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）第二条第十二項に規定する乳製品（同条第二十項に規定するアイスクリーム類を除く。）及び同条第四十項に規定する乳酸菌飲料のうち、無脂肪固形分三・〇％未満を含むものとする。</p> <p>第六十六条の十 令第三十五条第三十号の厚生労働省令で定める食品は、食酢及びはちみつとする。</p> <p>第六十七条 法第五十五条第一項の規定による営業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその施設の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、営業者が当該営業を譲渡したとき、当該営業を譲り受けた者は、図面及び第五号に掲げる事項に変更がない場合において、図面の添付及び同号に掲げる事項の記載を省略することができる。</p>

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第五十五条第一項の許可を受けて食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第三十号の営業（この省令による改正後の食品衛生法施行規則第六十六条の十に規定する食品を製造する営業に限る。次項及び第四項において同じ。）を行つてゐる者は、この省令の施行の日（次項及び第四項において「施行日」という。）に法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

3 この省令の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第二百二十三号）第九条の規定により法第五十五条第一項の許可を受けないで営業を行つてゐる者は、法第五十七条第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して六月を経過した日の属する月の末日までに、同項の規定による届出をしなければならぬ。

4 営業を行おうとする者が、施行日前に行つた法第五十五条第一項の許可の申請であつて、この省令の施行の際、許可又は不許可の処分がされてゐないもの（営業に係るものに限る。）は、施行日に法第五十七条第一項の規定によりされた届出とみなす。

○経済産業省令第七十九号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十五条の十第一項の規定に基づき、輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月十八日

経済産業大臣 萩生田光一

輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令
輸出者等遵守基準を定める省令（平成二十一年経済産業省令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第一条 外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第五十五条の十第一項の輸出者等遵守基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 輸出者等（法第五十五条の十第一項の輸出者等をいう。次号及び第三条において同じ。）が遵守すべき基準</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>二 特定重要貨物等輸出者等（輸出者等のうち、特定重要貨物等の特定国における提供若しくは特定国の非居住者への提供を目的とする取引又は法第四十八条第一項の特定の地域を仕向地とする輸出を業として行う者をいう。以下同じ。）が遵守すべき基準</p> <p>イ・ハ [略]</p>	<p>第一条 外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第五十五条の十第一項の輸出者等遵守基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 輸出者等（法第五十五条の十第一項の輸出者等をいう。次号及び第三条において同じ。）が遵守すべき基準</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>二 特定重要貨物等輸出者等（輸出者等のうち、特定重要貨物等の特定国における提供を目的とする取引又は法第四十八条第一項の特定の地域を仕向地とする輸出を業として行う者をいう。以下同じ。）が遵守すべき基準</p> <p>イ・ハ [略]</p>